

対照表

| 新版での項目(頁) | 新(令和2年6月版) | 旧(平成28年4月版) |
|----------------------|--|---|
| 表紙 | 令和2年7月運用版 | 平成28年4月運用版 |
| 目次 第1章 総則 (p1) | 3. <u>端数処理</u> 4. <u>その他</u> | 3. その他 |
| 第1章 総則 2. 定義 (p3) | <p>2. 定義</p> <p>(1) 電気設備 受変電設備、自家発電設備、運転操作設備、特殊電源設備、監視制御設備、情報処理設備、計装設備、水質検査機器等及びそれらの附属設備を含んだものをいう。</p> <p>(2) 機械設備 ゲート設備、主ポンプ設備、弁類、内燃機関、沈砂池設備、沈殿池設備、ろ過池設備、浄水設備、汚泥ポンプ設備、汚泥濃縮設備、汚泥脱水設備、薬品注入設備、クレーン設備等及びそれらの附属設備を含んだものをいう。</p> <p>(3) 改築系工事 電気・機械設備を新規に設置もしくは耐用年数を経過した設備の更新等、固定資産の新規取得にあたる工事をいう。</p> <p>(4) 修繕系工事 既存の電気・機械設備の耐用年数を維持するために必要な修理等を行う工事をいう。</p> <p>(5) 点検委託 既存の電気・機械設備の耐用年数を維持するために必要な点検等を行う委託をいう。</p> | <p>2. 定義</p> <p>(1) 電気設備 受変電設備、自家発電設備、運転操作設備、特殊電源設備、監視制御設備、情報処理設備、計装設備、水質検査機器等及びそれらの附属設備を含んだものをいう。</p> <p>(2) 機械設備 ゲート設備、主ポンプ設備、弁類、内燃機関、沈砂池設備、沈殿池設備、ろ過池設備、浄水設備、汚泥ポンプ設備、汚泥濃縮設備、汚泥脱水設備、薬品注入設備、クレーン設備等及びそれらの附属設備を含んだものをいう。</p> <p>(3) 改築系工事 電気・機械設備を新規に設置もしくは耐用年数を経過した設備の更新等、固定資産の新規取得にあたる工事で、主に資本的支出予算(4条予算)にて執行されるもの(詳細は別紙支弁基準を参照)。</p> <p>(4) 修繕系工事 既存の電気・機械設備の耐用年数を維持するために必要な修理等を行う工事で、主に収益的支出予算(3条予算)の修繕料や修繕引当金にて執行されるもの(詳細は別紙支弁基準を参照)。</p> <p>(5) 点検委託 既存の電気・機械設備の耐用年数を維持するために必要な点検等を行う委託で、主に収益的支出予算(3条予算)の委託料にて執行されるもの(詳細は別紙支弁基準を参照)。</p> |

| | | |
|-----------------------------------|--|----------------------|
| <p>第1章 総則 3. 端数処理 (p3~p4)</p> | <p>3. <u>端数処理</u> <u>(1) 直接材料の数量</u> 直接材料の設計数量は、有効数字3桁、少数点以下2位以内とし、次の位を四捨五入する。各種材料の集計についても同様とする。 <u>なお、各材料の集計前の各々の数値については、集計後の端数処理を勘案して処理する。</u> <u>(2) 人工の数量</u> 設備の据付(単体調整、組合せ試験)(※1)等人工の算出は、歩掛り表をもって算出した職種別人工数の集計ごとに、有効数字を3桁、小数点以下2位以内とし、次の位は切り捨てる。 <u>なお、集計前の各々の数値については、集計後の端数処理を勘案して処理する。</u> <u>(※1)電気設備編は()内を適用</u> <u>(3) 補正した歩掛</u> 補正した歩掛は、標準歩掛の有効桁数と同一とし、以下は切り捨てる。 <u>(4) 明細表の金額</u> 明細表の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。 また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。 <u>(5) 共通仮設費</u> 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 <u>(6) 現場管理費</u> 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 <u>(7) 工事価格及び業務価格(※2)</u> 工事価格及び業務価格は、10,000円単位とする。工事価格及び業務価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「下水道事業における機械(電気)設備請負工事工事費積算基準の運用 一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格及び業務価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。 <u>(※2) 請負工事費等の算定に当たり消費税相当額を加算する前の段階の価格</u></p> | |
| <p>第1章 総則 4. その他 (p4)</p> | <p>4. <u>その他</u></p> | <p>3. <u>その他</u></p> |
| <p>附 則 (p20)</p> | <p><u>附 則</u> この積算基準は令和2年7月1日より設計積算を行う工事・点検業務委託について適用する。</p> | |